

# 2017年度 東京大学 前期 日本史

## 第1問 東北地方と国家

出題範囲	古代の政治史
難易度	★★★★☆
所要時間	15分
傾向と対策	第1問は、古代の東北政策について問う問題であった。東北経営は頻出の分野であるが、平安時代への影響までを問うBに関しては、出題の意図に正確に回答することがやや難しかったかもしれない。基本的に、東大日本史の問題は与えられた文章に沿って解答することが求められる。知識の羅列ではなく、設問で問われていることは何か・出題者の意図は何かを正確に把握し、的外れな解答にならないように注意したい。

### 《この解説の使い方》

**黒太字** …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

**赤字** …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

**青字** …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

### 《字数について》

東京大学二次試験地歴科目で用いられる30字詰め原稿用紙にもとづき、「1行=30字」と換算した  
解答の冒頭にある設問番号も文字数に含んでいる

算用数字は「1マスにつき最大2文字」書くことを前提として計算した

例 800年の場合

80	0	年
8	00	年

1200年の場合

12	00	年
----	----	---

ASEANの場合

AS	EA	N
----	----	---

設問A 難易度：★★★★☆

**解答例**

A 東北への領土拡張・交易圏拡大、全国からの軍事的協力により朝廷の経済・軍事基盤を強化し、唐に倣った小帝国の形成を進めた。(60字)

**設問の要求**

字数 60字以内

主題 律令国家における東北経営の意味

**解説**

—リード文からわかること—

- (1) 東アジアの国際関係の変動の中、日本では**律令支配の拡大**が進められ、東北地方にも城柵が設けられた。
- (2) 軍事動員や武具製作、農民・蝦夷の移住など、**蝦夷討伐のため全国的な協力が求められた**。
- (3) 律令支配が東北地方に拡大した。

—知識として知っておきたいこと—

1. 当時律令国家は**蝦夷を異民族ととらえており**、征服に当たって従順な蝦夷を優遇し、反抗的な蝦夷には暴力的態度をとった。
2. 多賀城は政務や儀式を執り行う政庁をもち、蝦夷討伐の軍事的拠点であるとともに**東北における律令支配の拠点**でもあった。

—解答作成のプロセス—

まずリード文(1)に「東アジアの国際関係の変動の中で」とあるが、ここから想起したいのが、当時東アジアに広まっていた唐と周辺諸国との冊封関係である。そして、強力な律令国家の建設を目指していた日本でも、こうした唐の支配体制を見習おうとする動きがあった。**蝦夷や隼人といった辺境の人々を異民族として制圧し、新羅や渤海を属国として扱うことで、天皇を中心とした帝國的な支配体制を形成することが目指されたのである。**東北征服にはこうした帝国思想がかかわっていることを明記したい。このように、解答作成の上で大切なことは、出題者がリード文を通してこちらに送ってくるヒントを見逃さずに解答に盛り込むことである。

また、単に東北地方で軍事的に支配領域を拡大した、という捉え方では不十分であることに注意したい。リード文(1)にある出羽国の設置・多賀城の設置についてみれば、国を置くということはその地域を律令体制に組み入れたことを明示しており、また、多賀城という国府を置いたということはそこで律令支配が行われることを意味する。基本的なことではあるが、リード文の読み取りの甘さが露呈する解答にならないように注意したい。

次に、リード文(2)(3)から考えられることは、**東北制圧は東北地方のみで完結していた出来事ではなく、その影響が全国に及んでいた**、という点である。領土を拡大するだけでなく、東国からの軍事動員や諸国での武具製作、東北と他国との間の移住を強制することで、軍事・経済面で全国的に朝廷権力を浸透させることができた。こうした、リード文から読み取れることを交易圏拡大・軍事要員確保のようにまとめて解答に明記したい。

以上をまとめて解答しよう。

—補足—

東北政策として東北地方に移住した東国農民をまくこ柵戸、国家に帰順し諸国に移住させられた蝦夷をふしゅう俘囚という。

## 設問 B 難易度：★★★★☆

## 解答例

B 東北政策は国家財政を圧迫し、その負担は人民の困窮やそれによる浮浪・逃亡の多発を招いて律令制の変質に寄与した。また、東北の物産への関心は東北と諸国間の交流を促進し、東北支配に関与した武士には東国で武士団の棟梁として勢力を拡大した者もいた。(120 字)

## 設問の要求

字数 120 字以内

主題 東北政策が国家と社会に与えた影響

条件 7 世紀半ばから 9 世紀

平安時代の展開にも触れる

## 解説

—リード文からわかること—

- (2) 東国では軍事動員や農民の移住、他の諸国でも武器製作や蝦夷の受け入れがなされた。
- (3) 東北政策の**国家財政への負担は非常に重かった**ため、桓武天皇の時代に停止された。
- (4) 東北の物産に対する需要から海上交通が発達した。
- (5) **東北鎮定時の軍事的官職は社会的意味を保持**し、武士団の**棟梁**の象徴となった。

—知識として知っておきたいこと—

1. 8 世紀に入ると、数々の租税や軍事動員に苦しむ農民の浮浪・逃亡が相次ぐようになり、律令制の維持が困難になり始めた。

—解答作成のプロセス—

リード文に沿って、書くべき内容を整理していきたい。

まず(2)からは、A の解説でも述べた通り東北事業が全国を巻き込んで行われ、**蝦夷討伐のために課される軍事動員や武器製作が農民の重い負担となっていた**ことを解答に組み入れたい。こうした状況に耐えられなくなった農民は、**浮浪・逃亡**などにより律令支配から逸脱していく。さらに(3)より、**蝦夷征討のために国家財政が困窮していた**ことも明記しよう。

次に(4)についてだが、東北の物産が貴族に求められ、**諸国と東北地方との交流**があったことがわかる。東北地方は朝廷にとって制圧の対象であっただけではなく、物資の供給源でもあったのである。こうした国内取引の側面からも、東北事業が全国に与えた影響の大きさがうかがえる。一方で、東北にも律令支配が浸透し東北が朝廷の勢力下に入ったことで、東北物産への関心が高まり交易が行われるようになったという見方もできる。こうした内容を解答に盛り込んでもよい。

最後に、平安時代の展開についてのヒントとなるのが(5)の内容である。(5)に挙げられている平貞盛と藤原秀郷は**平将門の乱**の平定で、源頼信(968~1048)は平忠常の乱の平定で、源義家(1039~1106)は**前九年合戦**と**後三**

年合戦の平定で活躍した人物である。これらの人物は、東国を中心に在地で武士団を組織し、軍事的官職を得て武家の棟梁として勢力を拡大した。これが、設問で要求されている平安時代の展開である。

以上をまとめて解答しよう。

—補足—

蝦夷征討にかかわる官職がのちの時代に影響を与えた例として、征夷大將軍が挙げられる。征夷大將軍とはもともと蝦夷討伐の軍を率いる役職名であったが、次第に名誉化し、武士の棟梁を表す称号となっていた。

(下谷佳楠, 久米光仁, 金子智実)

# 2017 年度 東京大学 前期 日本史

## 第 2 問 六波羅探題・鎮西探題の成立とその機能

出題範囲	中世の政治・社会史
難易度	★★★★☆
所要時間	20 分
傾向と対策	第 2 問は、鎌倉幕府が西国統治のために設置した六波羅探題・鎮西探題に関連したことから問われた問題であった。これら 2 つの機関については基本的な知識であるため導入段階で戸惑った受験生は少なかったと思われるが、設問 B のように教科書などには書かれていないことを推測させる問題も出題された。このような問題は、ただ単に知識を覚えるだけの学習で対処することは難しく、1 つの史実に対してそれがどういう背景で起こり、どういう影響を与えたのかということを普段から意識して学習に取り組む姿勢が重要である。

### 《この解説の使い方》

**黒太字** …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

**赤字** …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

**青字** …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

### 《字数について》

東京大学二次試験地歴科目で用いられる 30 字詰め原稿用紙にもとづき、「1 行=30 字」と換算した

解答の冒頭にある設問番号も文字数に含んでいる

算用数字は「1 マスにつき最大 2 文字」書くことを前提として計算した

例 800 年の場合

80	0	年
8	00	年

1200 年の場合

12	00	年
----	----	---

ASEAN の場合

AS	EA	N
----	----	---

設問 A 難易度：★★★★☆

**解答例**

A 承久の乱後、東国御家人が畿内・西国に新補地頭として任じられ土地所有者との紛争が多発したが、六波羅探題が処理に当たった。(60 字)

**設問の要求**

字数 60 字以内

主題 鎌倉幕府が京都で裁判を行うようになった経緯

## 解説

—リード文からわかること—

- (1) 各地で御家人を当事者とする訴訟が発生したため、鎌倉幕府は鎌倉のほかに京都・博多にも統治機関を設置し、訴訟を受けつけた。
- (2) 京都に置かれた鎌倉幕府の統治機関の初代長官は北条泰時・時房の2人であった。

—知識として知っておきたいこと—

1. 鎌倉幕府は、承久の乱に勝利したのち京都に六波羅探題を設置し、朝廷の監視や西国の統轄を請け負わせた。
2. 六波羅探題の初代長官は北条泰時・時房の2人である。
3. 承久の乱の結果、3000余カ所にも及ぶ院方の所領が没収され、それらの土地には戦功のあった御家人が新補地頭として任ぜられた。

—解答作成のプロセス—

京都において裁判を行った鎌倉幕府の出先機関は六波羅探題である。このことは、(1)や(2)のヒントから容易に導くことができ、また「六波羅探題」という語句は解答にも必ず盛り込むようにしたい。そのうえで(1)にある「各地で御家人を当事者とする紛争を適正に裁決すること」が必要になった理由を考察する。さらに、京都で裁判を行った機関が六波羅探題であり、その管轄地域が畿内・西国であったことに着目すると、ここで考えるべきは畿内・西国で御家人を当事者とする紛争が起こった背景であると推測できる。

上記の状況が発生した原因は、1221年の承久の乱後の鎌倉幕府の政策である。承久の乱に勝利した幕府は、後鳥羽上皇に味方した貴族や御家人の所領3000余カ所を没収したが、これらの土地には承久の乱で功績を挙げた御家人が地頭に任ぜられた。このような地頭を新補地頭といい、彼らは公家・寺社など従来からの荘園領主との間で土地の得点や支配権をめぐる争うようになった。これが(1)の「御家人を当事者とする紛争」の内容である。

以上の内容をまとめて解答をつくれればよい。なお、この解答例では六波羅探題が紛争の処理に当たったことまで記したが、設問では鎌倉幕府が京都で裁判を行うに至った経緯が問われているので、承久の乱後に鎌倉幕府によって六波羅探題が置かれたという事実だけを述べるという形でもかまわない。

—補足—

承久の乱以前、国内は幕府と朝廷による二元支配体制が維持されていた。しかし、幕府の勝利により幕府が朝廷に対して優位に立ち、より広範な地域に権力を及ぼすようになった。

1223年に制定された新補率法では新補地頭の得点が定められた。その具体的な内容は、①土地11町につき1町を与える、②段別5升の加徴米を認める、③山や河川からの収益の半分を与える、といったものであった。

## 設問 B 難易度：★★★★☆

## 解答例

B 弘安の役後も三度目の蒙古襲来が危惧されたので、幕府は九州における防備を固めるために御家人に異国警固番役を継続して課し、これに専念させることで九州の警備が手薄にならないようにした。(90 字)

## 設問の要求

字数 90 字以内

主題 鎌倉幕府が九州の御家人の鎌倉への出訴を禁じた理由

条件 当時の軍事情勢に留意する

## 解説

—リード文からわかること—

- (2) モンゴル襲来後、博多にも鎌倉幕府の統治機関が設置された。
- (3) 京都で出された判決と違い、九州の御家人は博多で出された判決に対して鎌倉まで出訴することはできなかった。

—知識として知っておきたいこと—

1. モンゴル襲来後に博多に設置された鎌倉幕府の機関は鎮西探題といい、九州の御家人の統括や裁判を行う統治機関としての役割を果たした。
2. 元は弘安の役のアとも日本征服を計画していた。このため、幕府は九州の御家人を継続して異国警固番役に動員して警戒態勢を維持した。

—解答作成のプロセス—

まず、問題文に「当時の軍事情勢に留意しながら」とあるので、この時期の日本を取り巻く軍事情勢と幕府のとった政策について整理する。13 世紀末、元は文永の役・弘安の役と 2 度にわたり日本征服に失敗していたが、なお 3 度目の侵攻を計画しており、実際に元への服属を求める使者を日本に遣わしたこともあった。そのため、鎌倉幕府は九州地方における警戒態勢を解くことができず、九州の御家人を引き続き異国警固番役として動員することで防備を固める必要があった。この中で博多に設置された幕府の機関が(2)にある鎮西探題であり、九州における政務や裁判などを行ったが、(3)にある通り博多で出された判決は京都の六波羅探題が出したものとは異なり幕府の最終判断とみなされ、不服のある御家人が鎌倉に出訴することは禁じられた。本問はその理由を問うているが、与えられたリード文の中に直接的なヒントがあるわけではないので、上記の背景を踏まえて自分で推測しなければならない。

ここで、仮に九州の御家人が鎌倉に出訴できた場合どういう事態が起こるのかを考えると容易に解答が導ける。つまり、九州の御家人には異国警固番役が課せられていたため、その業務を放棄して鎌倉に向くことは九州の警備が手薄になるという事態を招きかねない。これを防ぐため、幕府は九州の御家人に判決について鎌倉へ訴え

出ることを禁止したのである。

以上をまとめて解答する。

—補足—

この問題は特になし。

(瀧拓也, 下谷佳楠, 久米光仁)



# 2017年度 東京大学 前期 日本史

## 第3問 近世の村・家と女性の地位

出題範囲	近世の社会史
難易度	★★★☆☆
所要時間	15分
傾向と対策	本問では、Aで江戸時代中期における家の相続について、Bで村や家における女性の位置づけについて出題がなされた。どちらもなじみのないテーマで教科書の記述も少ないため、リード文の読み解きが高得点へのカギである。リード文をもつ東大日本史の問題ではこのような問題が出題されることも多く、この対策は過去問や予想問題をやりこむことが効果的である。これは一朝一夕でできることではないため、早い段階から過去問に触れておくことをお勧めする。

### 《この解説の使い方》

**黒太字** …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

**赤字** …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

**青字** …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

### 《字数について》

東京大学二次試験地歴科目で用いられる30字詰め原稿用紙にもとづき、「1行=30字」と換算した解答の冒頭にある設問番号も文字数に含んでいる

算用数字は「1マスにつき最大2文字」書くことを前提として計算した

例 800年の場合

80	0	年
8	00	年

1200年の場合

12	00	年
----	----	---

ASEANの場合

AS	EA	N
----	----	---

### 設問A 難易度：★★★☆☆

#### 解答例

A 基本的に前当主の長男が相続者となり、次点で次男、弟、養子が優先された。また、適切な男性が不在の場合には女性もなり得た。(60字)

#### 設問の要求

字数 60字以内

主題 S村における家の相続者の決定方法

#### 解説

—リード文からわかること—

- (2) S村で行われた81件の相続のうち、相続者の内訳は以下の通りであった。
- (a) 長男 46件 次男 4件 弟 3件 母 4件 妻 6件 養子 8件
- (b) →長男が過半を占めている。
- (3) 女性が相続した例としては次の2つが挙げられる。
- (i) 家族内に男子がない場合（のちに女性相続者から婿や養子（男性）に家督が譲られる）。
- (ii) 家族内の男子が若年だった場合、問題を起こした場合、村を出て行った場合。

—知識として知っておきたいこと—

この設問に関しては特になし。

—解答作成のプロセス—

設問に「S村では」とあるため、リード文からわかることのみで記述内容を考えていく。

リード文(2)によると前当主の長男が相続者となった場合が群を抜いて多く、ここからS村では**基本的に長男が家督を相続していた**ことが推測される。

では、長男が相続できなかった場合、相続者はどのように決められたのだろうか、リード文(3)をもとに考えていく。まず「家族内に男性がいないときには女性が相続」という部分から、**家族内に男性（前当主の次男や弟、養子など）がいた場合はその男性が相続していた**ことがわかる。そして、このことに加えて「男子がいても、若年だった場合、問題を起こした場合、村を出ていった場合などには女性の相続がみられた」という部分から、**相続者として適切な男性が不在だった場合に、母や妻（後家）などの女性が相続していた**ということがいえるだろう。

すなわち、相続者の優先順位は、長男→次男、弟、養子（男性）→母、妻（女性）という順だったことがわかる。

以上をまとめて解答をつくれればよい。

—補足—

鎌倉時代初期の御家人社会では、惣領制にもとづく分割相続が原則とされていたが、女性の地位が比較的高かったこの時代には、女性も相続の分配対象となっていた。しかし、鎌倉時代後期になると、分割相続の繰り返しによる所領の細分化が進み、御家人の窮乏が顕著となる。それに伴い、女性に分配される財産は少なくなり、分配されても一期分（本人1代限りの支配のみが認められ、本人の死後は一族へ返還する約束付きの財産）とされることが多くなった。さらに、その後惣領制は解体し、嫡子の単独相続が一般的となっていった。

## 設問 B 難易度：★★★★☆

## 解答例

B 家では女性は男性に従属する立場とされ、当主となった場合も次の男性相続者までの中継ぎとして扱われたが、村では女当主も男性風の家名を名乗り、書類上は家を代表する村の構成員となった。(89字)

## 設問の要求

字数 90字以内

主題 村・家における女性の位置づけ

条件 リード文(4)で当主の名前の書かれ方が男女で違ったことを踏まえる

## 解説

—リード文からわかること—

- (1) 家の当主は、家を代表して年貢・諸役をつとめ、村の運営に参加した。
- (3) 家族内に相続者として適切な男性がいなかった場合は女性が相続し、その後、婿や養子などの男性に家督を譲っていた。
- (4) S村では、男性当主は家名として代々同じ名前を継ぐが多かった。

その中で、平左衛門が死亡し、妻のひさが相続した例

- ・宗門人別改帳（家ごとの構成員を示す）→「百姓平左衛門後家ひさ」
- ・村の取り決めや年貢などの書類→「平左衛門」

—知識として知っておきたいこと—

1. 百姓の家で未亡人（後家）になると、女性が戸主に準ずることもあった。

—解答作成のプロセス—

まず、村と家における女性の位置づけについて、教科書がどのように説明しているか確認する。山川出版社の『詳説日本史 B』には「本百姓（石高持の戸主で男性）」という記述の脚注として「百姓の家で未亡人（後家）になると、女性が戸主に準ずることもあった」と説明されている。では、この「戸主（当主）に準ずる」立場とはいったいどのようなものを指しているのか、リード文を参考に村と家に分けて考えていく。

先に家での位置づけについて考える。Aでも述べたように、家督相続では男性が女性より優先されていた。また、リード文(3)では家族内に相続可能な男性がいなかった場合には女性が相続し、その後、婿や養子などの男性に家督を譲っていたということが書かれている。ここから、女性が相続可能な男性が現れるまでの中継ぎとして位置づけられていたことが推測できる。さらにリード文(4)を読むと以下のようなことがわかる。S村では男性当主は家名として代々同じ名前を継ぐことが慣習となっていたが、平左衛門が死亡し妻のひさが相続した場合、宗門人別改帳にひさの名前は「ひさ」でも「平左衛門」でもなく「百姓平左衛門後家ひさ」と記された。すなわち、後家となったひさは家の当主でありながら、家ごとの構成員を示す資料において亡夫の名前を肩書につけられており、夫に従属する立場だったことが推測できる。このことを女性全体に一般化したうえで先に述べたことと合わせると、**家における女性の位置づけについて、男性に従属した立場であり、相続した場合も次の男性相続**

者までの中継ぎとみなされていたということがいえるだろう。

次に村での位置づけについて考える。まず、家ごとの当主が村ではどのような役割を担っていたか、リード文(1)を参考にして確認する。リード文(1)には、家の当主は家を代表して年貢・諸役をつとめ、村の村政に参加したことが書かれている。近世の村では、本百姓（当主）たちによって村法にもとづいた運営がなされており、年貢・諸役も村で一括納入する村請制が敷かれていた。すなわち、家の当主は家を代表していたとともに村の構成員だったのである。では、女性当主は村においてどのように扱われていたのか、リード文(4)から考えていく。S村の百姓・平左衛門の後家となったひさは、村の取り決めや年貢といった村の運営にかかわる書類では、代々の男性当主の名前と同様に「平左衛門」という名前で書かれていた。このことから、少なくとも村の書類上では、ひさは家名を継ぐ当主として扱われており、家を代表して村の一構成員となっていたことがわかる。ただし、代々の当主が「平左衛門」といった男性風の名前を名乗っていることから、女性当主は一般的ではなく、村の構成員としての家の当主には男性が相続するのが基本であるという一面があったことも指摘できる。

以上より、女性当主は、村の書類上では男性風の家名を名乗ったうえで一当主として扱われていた。その一方で、家では宗門人別改帳に亡夫の名前が肩書きにつけられていたように、次の男性当主に家督を譲ることが前提の中継ぎの当主として扱われていたことがわかる。教科書に記されている女性相続者の「戸主に準ずる」立場とは以上のことを指していると考えられる。

以上をまとめて解答をつくれればよい。

—補足—

◆参考

『女大学』

一 夫、女子は成長して他人の家へ行き、舅・姑に仕るものなれば、男子よりも、親の教ゆるがせにすべからず<sup>(1)</sup>。父母寵愛して恣<sup>ほしいまま</sup>に<sup>(2)</sup>育てぬれば、夫の家に行て必氣随<sup>おつと いえ ゆき きずい</sup><sup>(3)</sup>にて、夫に疎まれ、または舅の誨正しければ、堪え難く思ひ、舅を恨み誹り、中悪くなりて、終には追出され、恥を曝す。

二 婦人は別に主君なし。夫を主人と思ひ、敬ひて慎<sup>つつしみ</sup>て事<sup>つかう</sup><sup>(4)</sup>べし。軽しめ侮るべからず。惣じて婦人の道は、人に従うにあり。

- (1) おろそかにしてはならない
- (2) 娘が思うままにふるまうように
- (3) わがまま
- (4) 仕える

『女大学』とは、18世紀前半以降広く普及した女子の教訓書で、貝原益軒(1630～1714)が記した『和

『<sup>ぞくどうじくん</sup>俗童子訓』の中にある「女子を教ゆるの法」を土台としているといわれている。この教訓書を読むことで、「三従の教え」（女性は親・夫・子に従うべきだという教え）といった、男尊女卑的な思想を根底にもつ近世日本の女性観をうかがい知ることができる。

近代に入り、この思想は福沢諭吉(1834～1901)らによって前近代的なものとして批判され続けたが、『女大学』は明治期以後も読み継がれていく。この背景には近代日本が家父長制的な家の制度を存続させたことがあった。

(帆玉光輝, 下谷佳楠, 瀧拓也)

# 2017年度 東京大学 前期 日本史

## 第4問 政党政治と軍備をめぐる諸問題

出題範囲	近代の政治史
難易度	★★★★☆
所要時間	20分
傾向と対策	第4問は、大正時代と昭和時代に起こった政治的な出来事を通じて、それぞれの時期に軍備をめぐる問題が政党政治にどのような影響を与えたのかを中心に問う問題であった。設問Bは解答に必要な内容が明確に問題文から読み取れるが、設問Aについては問いが漠然としており着眼点が見えにくかったかもしれない。このような問題に対しては、過去問で同様の形式の問題を解くときに自分の力で必要な論点を考える訓練が必要である。また、東大の第4問は近現代に関する基礎的な知識を習得していることを前提とする問題が多いので、普段から知識の補完もぬかりなく行う必要がある。

### 《この解説の使い方》

**黒太字** …この試験で合格点を取るために必要な頻出語句を黒太字で記載した

**赤字** …解答に関連する語句・内容および知識としておさえておきたい内容を赤字で記載した

**青字** …この試験で合格点を取るためにおさえておきたい年号を青字で記載した

### 《字数について》

東京大学二次試験地歴科目で用いられる30字詰め原稿用紙にもとづき、「1行=30字」と換算した

解答の冒頭にある設問番号も文字数に含んでいる

算用数字は「1マスにつき最大2文字」書くことを前提として計算した

例 800年の場合

80	0	年
8	00	年

1200年の場合

12	00	年
----	----	---

ASEANの場合

AS	EA	N
----	----	---

### 設問A 難易度：★★★★☆

#### 解答例

A 民衆や政党の支持が政権運営上重要となったうえに政党の軍部や官僚への影響力が拡大したため、軍部の自立性が後退するとともに複数政党が政権を争うようになり、政党政治への機運が高まった。(90字)

#### 設問の要求

字数 90字以内

主題 2個師団の増設をめぐる問題が政党政治に与えた影響

## 解説

—リード文からわかること—

- (1) 1912年12月に陸軍の2個師団増設が拒否されたことで上原勇作陸相が辞任したために、第2次西園寺公望内閣が倒れ第3次桂太郎内閣が成立した。
- (2) 1915年6月に第2次大隈重信内閣の2個師団増設案が帝国議会を通過した。

—知識として知っておきたいこと—

1. 第3次桂太郎内閣の成立に対し、同内閣が宮中府中の別を乱すとして第一次護憲運動が全国に広まった。
2. 桂首相は新党の結成を図り内閣の維持を目指したが、立憲政友会と立憲国民党が内閣不信任案を議会に提出したうえに、民衆が議会を包囲したため、退陣を余儀なくされた。
3. 第3次桂太郎内閣のあとに成立した第1次山本権兵衛内閣は立憲政友会を与党とし、軍部大臣現役武官制の現役規定の削除や文官任用令の改正などの政策を行った。
4. 第1次山本権兵衛内閣がジーマンス事件で退陣したのち、第2次大隈重信内閣が立憲同志会を与党として成立し、その翌年の選挙では立憲政友会に圧勝した。

—解答作成のプロセス—

本問では、「2個師団増設をめぐる問題」が与えた影響が問われているが、その時期については年表で示されているように、1912年12月に「第2次西園寺公望内閣が総辞職し、第3次桂太郎内閣が成立」したときから1915年6月に第2次大隈重信内閣による2個師団増設案が帝国議会でも可決されたときまでの範囲で考えればよい。

問題文にもある通り、大日本帝国憲法下では軍部の自立性が強かった。実際に、第2次西園寺公望内閣も陸軍の2個師団増設を拒否したために、軍部大臣現役武官制のもつ倒閣機能によって退陣をやむなくさせられた。ついで成立した第3次桂太郎内閣は従来の元老政治からの脱却を図ったが、「閥族打破・憲政擁護」を掲げる第一次護憲運動が全国的に広まったことに加え、立憲政友会と立憲国民党により内閣不信任案が議会に提出され、それを支持する国民の抗議行動によって退陣した。この事件を大正政変とよぶが、ここからは政権の運営が政党や民衆の支持なしには困難になっている状況がうかがえる。桂内閣のあとは、山本権兵衛が立憲政友会を与党として組閣し、文官任用令の改正により政党员にも高級官僚への道を開いたほか、軍部大臣現役武官制における現役規定を削除するなどの政策を行った。このことによって、政党の軍部や官僚に対する影響力が拡大したが、第1次山本権兵衛内閣はジーマンス事件の発覚を契機に退陣することになった。この中で、元老の山県有朋・井上馨は2個師団増設を実現するために、後継の首相として当時国民からの人気があった大隈重信を指名したが、大隈は立憲同志会を与党とし、1915年の総選挙では巧みな選挙戦術により立憲政友会に圧勝した。このように、この時期から複数の政党が総選挙で第1党になることをめぐって争うようになった。

ここまでが1912年12月から1915年6月までの大まかな政治の流れであるが、さらにこの問題を解くうえで留意しておきたいのは、この時期において第1党のトップが首相を務める「政党政治」はいまだ成立していなか

ったということである。そのことを踏まえ、上記の政治的動向によって**政党政治への機運が高まった**というまとめ方をするのがよいだろう。

以上をまとめて解答すればよいが、ただ歴史的な事実を列挙しただけの解答にならないように注意したい。また、字数制限の関係で「第一次護憲運動」「大正政変」といった語句は使わない方がよいだろう。

—補足—

軍部大臣現役武官制では、陸・海軍大臣は現役の大將・中將から任用されることになっていた。そのため、仮に軍部の要求が内閣で受け入れられなかった場合、陸・海軍は現職の陸・海軍大臣を辞任させたうえで後継を推薦せず、陸・海軍大臣を欠く状態を生じさせることにより、その内閣を退陣に追い込むことが可能であった。これが「—解答作成のプロセス—」でふれた「軍部大臣現役武官制のもつ倒閣機能」である。

## 設問 B 難易度：★★★★☆

### 解答例

B 国際協調・軍縮といった国際的な潮流や、国内での金輸出解禁にともなう緊縮財政の必要性から条約を批准したが、立憲政友会・海軍軍令部・右翼などはこれを統帥権の干犯であるとして非難した。(90 字)

### 設問の要求

字数 90 字以内

主題 浜口内閣がロンドン海軍軍縮条約成立を推進した背景

ロンドン海軍軍縮条約に対する国内の反応

### 解説

—リード文からわかること—

- (3) 1921 年 12 月に高橋是清内閣がワシントン会議で四カ国条約を締結した。
- (4) 1922 年 2 月、同じく高橋是清が海軍軍縮条約と九カ国条約を締結した。
- (5) 1930 年 4 月に浜口雄幸内閣がロンドン海軍軍縮条約を締結した。

—知識として知っておきたいこと—

1. 1921 年のワシントン会議では、戦争の再発を防止し列強間で協調することを目的として、四カ国条約をはじめとする諸条約が結ばれた。これらの条約によって作り出された新たな国際秩序をワシントン体制といい、それに歩調を合わせるべく行われた日本の外交政策を**協調外交**という。
2. 浜口雄幸内閣は幣原喜重郎を外相として起用し、**協調外交の方針を復活させた**。
3. 浜口雄幸内閣は為替相場の安定や貿易の振興を図って金輸出解禁を行ったが、これは旧平価での金解禁であったため**財政を緊縮させる必要があった**。
4. ロンドン海軍軍縮会議では、各国の補助艦の保有量についての取り決めがなされたが、当初日本の海軍軍



令部の要求は対米7割であった。結果として、補助艦全体の保有量の対英米7割は認められたものの、大型巡洋艦については対米7割を満たすことができないまま、政府はロンドン海軍軍縮条約に調印した。

5. ロンドン海軍軍縮条約の内容について、海軍軍令部は当然反対したが、政府がその反対を押し切るかたちで条約に調印したため、国内では立憲政友会・海軍軍令部・右翼などが政府の行為は統帥権の干犯であるとして強く非難した。

#### —解答作成のプロセス—

本問は、浜口雄幸内閣がロンドン海軍軍縮条約に調印するに至った背景と、それに対する国内の反応を問う問題であるが、与えられた年表では1921年のワシントン会議についてもふれられているので、このことも考慮に入れて解答を作成すべきである。

まず、ロンドン海軍軍縮条約調印の背景であるが、ここは対外的な要因と国内での要因の2つに分けて考察するのがよいだろう。対外的な要因とは、国際協調・軍縮というワシントン会議以降の国際社会で積極的に推進された動きである。日本は、ワシントン会議における諸条約に調印することでワシントン体制を受容し、協調外交を展開した。浜口雄幸が、首相に就任するとともに幣原喜重郎を外相に起用し、協調外交の方針を復活させたことは、ワシントン会議以降の世界情勢の流れをくんだものと考えられる。一方、国内の要因とは旧平価での金輸出解禁に伴い緊縮財政の必要性が生じたことである。浜口雄幸内閣は、財界からの要請を受けたこともあり、為替相場の安定や貿易の振興を目指して金輸出解禁を実施した。この際、円の国際的な信用を失わないために旧平価での解禁を断行したが、旧平価での解禁は円の切り上げを意味し、実質的に円高となった。このことは日本にデフレ（不景気の際に物価が下落し続ける現象のこと）や輸出の激減、輸入超過、正貨流出といった事態を引き起こしたため、国内財政を緊縮する必要が生じた。背景については以上の2点についてふればよい。

次に、ロンドン海軍軍縮条約調印に伴う日本国内の反応について考える。ロンドン海軍軍縮会議にのぞむにあたり、海軍軍令部は補助艦保有量の対米7割を要求したが、これが完全には満たされないまま政府が調印に踏み切ったため、海軍の兵力量を海軍軍令部の許可なしに内閣が決定することは統帥権の干犯にあたるとして立憲政友会・海軍軍令部・右翼などが政府に強く反発した。

以上をまとめて解答する。

#### —補足—

この問題とは直接的な関係はないが、旧平価での金輸出解禁がなぜデフレを生じさせるのかということを考えるのは、金本位制の本質を理解するうえで大変有効なトレーニングであるので、1度はチャレンジしてみるとよい。

（瀧拓也，金子智実，久米光仁）